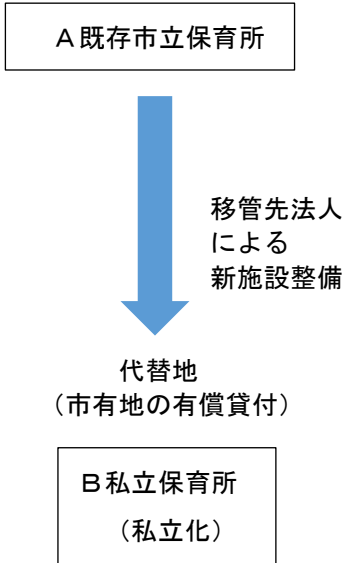
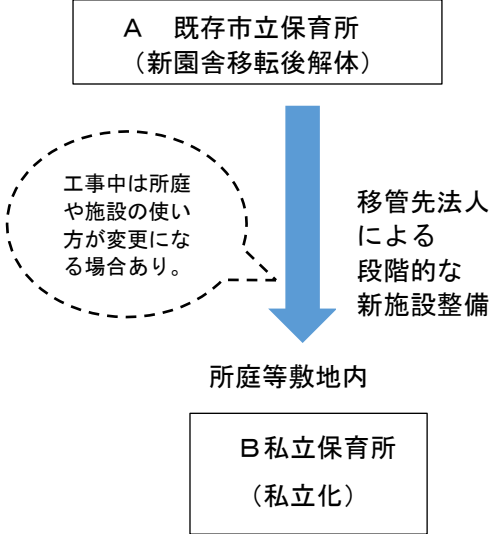


これまでの整備手法と共同保育と引継ぎ保育について

		代替地整備	敷地内整備
整備方式		市が既存保育所の近隣に代替地を確保し、法人が新施設を整備する	既存施設の敷地内に、法人が段階的に新施設を整備する。
私立化の手法		 A 既存市立保育所 移管先法人による 新施設整備 代替地 (市有地の有償貸付) B 私立保育所 (私立化)	 A 既存市立保育所 (新園舎移転後解体) 工事中は所庭 や施設の使い 方が変更にな る場合あり。 移管先法人による 段階的な 新施設整備 所庭等敷地内 B 私立保育所 (私立化)
共同 保 育	場所	・ A で保育を行った。	・ A で保育を行った。 ・ 戸外遊びは A で行うが、工事の状況により施設の使い方が変更になる場合あり。
	内容	・ 当該施設長と法人、市の指導担当者で、どの時期にどのようなことを行っていくのかを検討し、案を作成する。その際、三者協議会で出ている保護者の要望等にも配慮する。 ・ 共同保育中は、適宜打ち合わせを行い、段階的に引継ぎや準備を行う。	
引 継 ぎ 保 育	場所	・ B で保育を行った。	・ B で保育を行った。 ・ 工事の状況により施設の使い方が変更になる場合あり。
	内容	・ 当該施設の主任相当職が新施設に残り、保育をサポートしたり、打ち合わせに同席したりしながら保育の継承と、新たな施設で安定した保育が行われるようにかかわっていく。 ・ 市の指導担当者は定期的に訪問し、指導、助言をしていく。	